

特定技能外国人等の受入れに係る業務からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁組一発第 422 号
入管庁管第 3082 号
令和 7 年 8 月 1 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
鎌 谷 陽 之

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
伊 藤 純 史

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（令和 7 年法務省告示第 36 号）の施行に伴い、1 号特定技能外国人支援計画の実施の業務を行う者として登録を受けた者（以下「登録支援機関」という。）、特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）及び特定自動車運送業準備雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下「特定自動車運送業準備所属機関」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁及び出入国在留管理庁は、都道府県警察（以下「警察」という。）と地方出入国在留管理局（以下「入管」という。）において、下記のとおり、運用が図られることについて合意する。

なお、特定技能外国人の受入れに係る業務からの暴力団排除に関する合意書（平成 31 年 3 月 14 日付け警察庁丁暴発第 88 号・法務省管在第 1669 号）は、令和 7 年 8 月 12 日をもって廃止する。

記

1 合意書の趣旨

入管は、登録支援機関、特定技能所属機関及び特定自動車運送業準備所属機関から、「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 19 条の 26 第 1 項第 10 号ないし第 13 号、法第 2 条の 5 第 3 項の規定に基づく「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」（以下「省令」という。）第 2 条第 1 項第 4 号ヌないしワ及び法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（以下「告示」という。）第 4 条第 1 項第 4 号ヌないしワの規定（以下「暴力団排除条

項」という。)に定める者を排除するため、警察に対して、当該登録支援機関、当該特定技能所属機関又は当該特定自動車運送業準備所属機関の暴力団排除条項該当性について意見を求めるものとする。また、警察は、入管からの意見聴取に対して、当該登録支援機関、当該特定技能所属機関又は当該特定自動車運送業準備所属機関の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。

2 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第19条の26第1項第10号、省令第2条第1項第4号ヌ、告示第4条第1項第4号ヌ）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が(1)又は(3)のいずれかに該当するもの（法第19条の26第1項第11号、省令第2条第1項第4号ル、告示第4条第1項第4号ル）
- (3) 法人であって、その役員のうち(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの（法第19条の26第1項第12号、省令第2条第1項第4号ヲ、告示第4条第1項第4号ヲ）
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（法第19条の26第1項第13号、省令第2条第1項第4号ワ、告示第4条第1項第4号ワ）

3 照会手続及び回答の要領

(1) 登録支援機関について

ア 地方出入国在留管理局首席審査官（以下「入管首席審査官」という。）は、登録支援機関になろうとする者から登録又は登録の更新の申請があった場合、当該申請者が所在する都道府県を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、当該申請者の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）により照会するものとする。

イ 暴力団対策主管課長等は、アによる照会を受けたときは、当該申請者の暴力団排除条項該当性を確認し、該当の有無について、入管首席審査官に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(2) 特定技能所属機関について

ア 入管首席審査官は、法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人から在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請があった場合、当該外国人が締結する雇用に関する契約の相手方となる特定技能所属機関になろうとする者が所在する都道府県を管轄する暴力団対策主管課長等に対し、当該特定技能所属機関になろうとする者の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）により照会するものとする。

イ 暴力団対策主管課長等は、アによる照会を受けたときは、当該特定技能所属機関になろうとする者の暴力団排除条項該当性を確認し、該当の有無について、入管首席審査官に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(3) 特定自動車運送業準備所属機関について

ア 入管首席審査官は、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」（平成2年法務省告示第131号）第55号に掲げる活動を行おうとする外国人から在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請があった場合、当該外国人が締結する雇用に関する契約の相手方となる特定自動車運送業準備所属機関になろうとする者が所在する都道府県を管轄する暴力団対策主管課長等に対し、当該特定自動車運送業準備所属機関になろうとする者の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）により照会するものとする。

イ 暴力団対策主管課長等は、アによる照会を受けたときは、当該特定自動車運送業準備所属機関になろうとする者の暴力団排除条項該当性を確認し、該当の有無について、入管首席審査官に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

4 照会・回答・通報等に関する留意事項

(1) 暴力団対策主管課長等と入管首席審査官との間の書類又は電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）の受渡しについては、原則として、手交で行うものとする。

ただし、暴力団対策主管課長等の所在地と入管首席審査官の所在地が遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。この場合には、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達防止、漏えい防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

(2) 別記様式第1号から第4号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

なお、電磁的記録媒体を用いて照会を行う場合は、当該申請者等の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式第1号別添。拡張子、c s v）により記録したものをを用いるものとする。

5 暴力団対策主管課長等による通報等

(1) 暴力団対策主管課長等による通報

暴力団対策主管課長等は、3(1)による照会以外で、登録支援機関又は登録支援機関になろうとする者が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合、3(2)による照会以外で、特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする者が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合又は3(3)による照会以外で、特定自動車運送業準備所属機関又は特定自動車運送業準備所属機関になろうとする者が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する入管首席審査官に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通報するものとする。

(2) 入管首席審査官の対応

暴力団対策主管課長等から通報を受けた入管首席審査官は、当該登録支援機関若しくは登録支援機関になろうとする者、特定技能所属機関若しくは特定技能所属機関になろうとする者又は特定自動車運送業準備所属機関若しくは特定自動車運送業準備所属機関になろうとする者から暴力団排除条項に該当する者を排除するため必要な措置を行うものとする。

6 連携の強化

暴力団対策主管課長等と入管首席審査官は、照会等の手続に関して相互に協力し、緊密な連携の下、登録支援機関、特定技能所属機関及び特定自動車運送業準備所属機関からの暴力団排除対策を推進するものとする。

7 保護対策

暴力団対策主管課長等は、暴力団員等による入管の行う業務への不当介入事案があった場合等、必要に応じて、入管職員等関係者に対する保護対策を実施するものとする。

8 その他

本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び出入国在留管理庁において、その都度協議の上、決定するものとする。







